議長	議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の田島慎司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推７番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について、６月２４日に肥沼健一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字井上字阪地内にある畑１筆、面積３８９㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、サトイモ、ナスなどを作付けするとのことです。 また、通作については自宅から１分以内の場所ですので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、田島慎司推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建て住宅に居住しています。 譲受人の農作業の経験については、５５年以上の経験があります。 譲受人からは今回、ジャガイモ、サトイモ、ナスなどの作付け計画が提

	出されております。 　また、通作に関してですが、自宅のすぐそばですので問題ありません。 　こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 　申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 　次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 　１つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 　２つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機３台、刈払機３台を所有しております。 　３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 　４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 　５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 　補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました肥沼健一委員から、何か意見等預かっていますか。
推７番	特に問題ありませんとのことです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について、何かご意見、ご質問等ございますか。 　【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 　【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 　続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について審議いたします。 　それでは事務局の説明をお願いいたします。
議長	それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について審議いたします。

	地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏﨑光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推３番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について、６月１９日に大野忠司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字下赤工字尾長地内にある畑１筆、面積１，００８㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではブルーベリー及びミカンを作付けするとのことです。 また、通作については自宅のすぐそばですので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏﨑光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、市内の戸建住宅に妻と子の家族３人で居住しています。 譲受人の農作業の経験については、２０年以上の経験があります。 譲受人からは、ブルーベリー及びミカンの作付け計画が提出されております。 通作に関してですが、自宅のすぐそばですので問題ありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機１台、刈払機４台を所有しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

	補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが柏﨑光一推進委員の説明のとおりでした。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について審議いたします。 なお、議案第１号農地法第３条の規定による整理番号３－３と議案第２号農地法第５条の規定による整理番号５－１については、関連する事項がございますので、合わせて議案第２号農地法５条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします

推１番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について、６月１５日に萩野谷利男委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字岩渕字甲三ツ沢地内にある畑１筆、面積２１３㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではトマト、ナス、ピーマンなどを作付けするとのことです。 また、通作については自宅に隣接する場所ですので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 次に整理番号５－１について、申請地は、大字岩渕字甲三ツ沢地内にある畑１筆、面積２１３㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上のことから現地調査を行ったところでは、この農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市外の戸建住宅に妻と子の家族４人で居住しています。 譲受人の農作業の経験については、４年以上の経験があります。 譲受人からは今回、トマト、ナス、ピーマンなどの作付け計画が提出されております。 また、今回、申請地の隣接地に農地法第５条の申請により住宅を新築して自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。 通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので問題ありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

２つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機１台を導入予定です。
３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。
５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。
補足説明は以上です。
続いて、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については浅野晃市推進委員の説明のとおりです。
申請人は、現在、市外の戸建住宅にて妻と子の家族４人で生活をしております。
申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探しましたが、居住地付近では条件に合う土地が見つからず、さらに選定範囲を広げ探していたところ飯能住まい制度を知り、本申請地について制度を活用して申請するものです。
また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第３条の申請も合わせて申請しており、今後、露地野菜等を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、農地法第３条の申請と合わせて申請するものです。
飯能住まい制度としては、７４件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。
申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第２種農地に該当します。
次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。
１つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、その他に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。
２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。
３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。
４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

	５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 ６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 ７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 ８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました萩野谷利男委員、何か意見等ございますか。
２番	特にありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について、何かご意見、ご質問等ございますか。
８番	宅地部分と農地部分がありますが、購入金額はいくらでしょうか。
事務局	農地については、約２００平方メートルで数１０万円、宅地については、約５００平方メートルで約１，０００万円です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４について審議いたします。 なお、議案第１号農地法第３条の規定による整理番号３－４と議案第２号農地法第５条の規定による整理番号５－２については、関連する事項がございますので、合わせて議案第２号農地法５条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします
推１番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について、６月１５日に萩野谷利男委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字上畑字岩脇地内にある畑３筆、面積２７１㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ハクサイ、ネギなどを作付けするとのことです。 また、通作については自宅に隣接する場所ですので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

	次に整理番号５－２について、申請地は、大字上畑字岩脇地内にある畑２筆、面積４２９㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上のことから現地調査を行ったところでは、この農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、都内の戸建住宅に妻と子の家族３人で居住しています。 譲受人の農作業の経験については、１年以上の経験があります。 譲受人からは今回、ジャガイモ、ハクサイ、ネギなどの作付け計画が提出されております。 また、今回、申請地の隣接地に農地法第５条の申請により住宅を新築して自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。 通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので問題ありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、刈払機１台、耕耘機１台を所有しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。 続いて、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

	申請人は、都内の戸建住宅にて妻と子の家族３人で生活をしております。 申請人は夫婦ともにアウトドアが趣味であり、自然豊か環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、通勤にも支障のない場所がないか探しましたが、居住地付近では条件に合う土地がないことから選定範囲を広げ探していたところ、飯能住まい制度を知り、本申請地について制度を活用して申請するものです。 また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第３条の申請も合わせて申請しており、今後、露地野菜等を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、農地法第３条の申請と合わせて申請するものです。 飯能住まい制度としては、７５件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第２種農地に該当します。 次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。 １つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費及び造成費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 ２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。 ３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 ４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。 ５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 ６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 ７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 ８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました萩野谷利男委員、何か意見等ございますか。
２番	特にありません。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について、何かご意見、ご質問等ございますか。
推７番	申請地の一部は、宅地に沿って細長い形状となっていますが、幅何メートルですか。
事務局	約２メートルです。
推７番	北側の市道からは、進入できないので、このような形状に農地を分筆したということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５について審議いたします。 なお、議案第１号農地法第３条の規定による整理番号３－５と議案第２号農地法第５条の規定による整理番号５－３については、関連する事項がございますので、合わせて議案第２号農地法５条による規定による許可申

	請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏﨑光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします
推３番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について、６月１９日に大野忠司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字原市場字房ケ谷戸地内にある畑１筆、面積２９０㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ダイコン、ニンジンなどを作付けするとのことです。 また、通作については自宅に隣接する場所ですので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 次に整理番号５－３について、申請地は、大字原市場字房ケ谷戸地内にある畑３筆、面積３９５㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上のことから現地調査を行ったところでは、この農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏﨑光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、県外の戸建住宅に妻と二人で居住しています。 譲受人の農作業の経験については、１０年以上の経験があります。 譲受人からは今回、ジャガイモ、ダイコン、ニンジンなどの作付け計画が提出されております。 また、今回、申請地の隣接地に農地法第５条の申請により住宅を新築して自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。 通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので問題ありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、刈払機１台を所有、耕耘機１台を導入予定です。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。 続いて、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については柏﨑光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、県外の戸建住宅にて妻と二人で生活をしております。 申請人は以前から夫婦ともに観光で度々訪れていた飯能・秩父方面の土地が気に入っており、自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しておりました。このような条件に合う土地を不動産業者に候補地を探してもらったところ、飯能住まい制度が適用されるエリアの土地では希望の条件に合うところがなく、今回の申請地を紹介してもらったとのことです。 また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第３条の申請も合わせて申請

	しており、今後、露地野菜等を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、農地法第３条の申請と合わせて申請するものです。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第２種農地に該当します。 次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。 １つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 ２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。 ３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 ４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 ５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 ６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 ７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 ８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが柏﨑光一推進委員の説明のとおりでした。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５、及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

	続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－４について審議いたします。 地区担当委員の柏﨑光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推３番	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－４について、６月１９日に大野忠司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字原市場字房ケ谷戸地内にある畑２筆、面積４１２㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－４について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については柏﨑光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、都内の借家に子どもと二人で居住をしております。 申請人は以前、市内に居住をしていたこともあり、小学生のお子さんの通学などの利便性や趣味である家庭菜園ができるといった土地がないか農地

	以外の土地も含めて探しましたがなかなか条件に合う土地が見つかりませんでした。そこで知人に相談したところ、本申請地を紹介されたとのことです。本申請地であれば申請人の希望に合うことから当該農地に住宅を建築したく申請するものです。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第２種農地に該当します。 次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。 １つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 ２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。 ３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 ４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 ５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 ６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 ７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 ８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが柏﨑光一推進委員の説明のとおりでした。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－４について、何かご意見、ご質問等ございますか。
２番	進入路の幅員を教えてください。
推３番	幅員は、各２メートルです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】

議長	他に無いようでしたら、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－４について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－５について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏﨑光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推３番	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－５について、６月１９日に大野忠司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字原市場字房ケ谷戸地内にある畑１筆、面積３６６㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－５について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については柏﨑光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在、市内の賃貸住宅にて妻と二人で生活をしております。 申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で趣味のガーデニングをしながら生活することを希望しており、また、通勤などの条件に合う土地を候補として探しておりましたが、なかなか条件に合う土地は見つかりませんでした。そこで不動産業者に相談をしたところ本申請地を紹介されました。本申請地であれば申請人の希望に合うことから当該農地に住宅を建築したく申請するものです。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で

	き、第２種農地に該当します。 　次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。 　１つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 　２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。 　３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 　４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 　５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 　６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 　７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 　８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 　補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが柏﨑光一推進委員の説明のとおりでした。ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－５について、何かご意見、ご質問等ございますか。 　【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－５について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 　【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 　続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－６について審議いたします。 　地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の浅見豊樹推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推２番	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－６について、６月１９日に小川英之委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字吾野字番場地内にある畑１筆、面積７４０㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－６について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については浅見豊樹推進委員の説明のとおりです。 申請人は、老朽化した高圧送電線を工事用モノレール軌道により、撤去する工事を計画しています。 鉄塔の解体資機材及び撤去材の搬入出を行うためのモノレールの基地となる平坦で進入が容易な場所を探しましたが、本申請地であれば鉄塔までの距離が最短であり車両の進入も容易であることから、本申請地を作業用の車等を停めるための駐車場として一時的に転用するため申請するものです。 今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第２種農地に該当します。 次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。 １つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して借地代、工事費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 ２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。 ３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 ４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

	５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 ６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 ７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 ８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました小川英之委員、何か意見等ございますか。
５番	特にありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－６について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－６について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細については担当から説明いたします。
議長	それでは、審議を行います。 本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。保谷剛正推進委員に調査報告をお願いします。

推９番	議案第３号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号１について、６月１９日に新井安典委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字双柳字下宿地内にある畑１筆、面積９３９㎡で、現況は、お茶とネギなどの露地野菜が作付けされていました。 相続人は、大字双柳で農業経営をしています。 相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については自宅に隣接とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することについては、適当であると考えます。 現地調査の報告を終わります。
事務局	それでは、議案第３号相続税納税猶予に関する適格者証明願いの受付番号租税７０－１番について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。 ここにおける農地等とは、農地法第３２条第１項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第７条第１項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。 申請地は相続人の住宅と隣接しており、計９３９㎡の農地法第３２条第１項の遊休農地に該当しない都市計画法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。 現地については、お茶とネギなどの露地野菜が作付けされており、良好に管理しております。 申請年月日は、令和６年６月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。 １つ目、被相続人が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（１）のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。 ２つ目、相続人が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税

	猶予の特例２の（２）のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。 ３つ目、農地が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（３）のいずれかに該当するかですが、イの被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。 以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して現地調査していただきました新井安典委員何かございますか。
９番	特に問題ありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第３号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号１について、何かご意見、ご質問等ございますか。
５番	市街化区域内で納税猶予を適用したい場合は、生産緑地の指定を受けている必要がありますか。
事務局	そのとおりです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、議案第４号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	議案第４号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第４号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 整理番号１番の方は、利用権の設定の更新になります。 大河原工業団地内に工場を構える企業で、既に大字上畑地内にて農業経営を行っております。 建設資材のリース業を行っているため、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法により栽培を行っております。 農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の第１号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。 次に、第２号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第１号農地法第２条第１項の農地に該当しない旨の非農地通知及び、報告第２号農地法第４条の規定による農地転用届出及び、報告第３号農地法第５条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。

	事務局より説明をお願いいたします。 【案件４「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が全て終了いたしましたので議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和６年６月飯能市農業委員会総会を閉会します。